

総務常任委員長報告

令和6年3月15日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案10件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに議案第39号「三次市総合計画の策定について」の1議案について連合審査会による審査を行い、また、その他9議案については委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第17号「三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」外9議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第19号「三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」については、当該定住住宅が市有地にないため譲渡や購入の希望に応えられないということは、定住という目的への効果が限定的であり、退去、耐用年数の経過及び老朽化を理由とする廃止はやむを得ないものとする。今後も、市有住宅の定住に資する活用について検討を進めるとともに、入退去への丁寧な対応をお願いするものであります。

議案第20号「三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、情報セキュリティポリシー遵守の状況確認にこれからも徹底して取り組まれない。

議案第39号「三次市総合計画の策定について」は、幅広い世代、特に子どもたちもまちづくりに参画できるよう、わかりやすいリーフレットの作成等によって総合計画の広報を進められたい。そして、今後の総合計画の推進にあっては、人口減少対策にかかる施策の展開、将来を見据えた財政運営に特に注力願うものであります。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘

及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。